

法人役員等の報酬等に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、次の各号に掲げる法人役員等に対する報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 評議員
- (2) 理事長及び理事
- (3) 監 事
- (4) 評議員選任・解任委員

(報酬等の額)

第 2 条 前条に掲げる者の報酬等の額は、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会その他の役員会議出席、または監査その他法人の業務のための出張 1 回につき手当て 5, 0 0 0 円を支給する。

(上記金額は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除したあとの金額とする。)

2. 法人役員 of 報酬総額は、理事 1 5 0, 0 0 0 円／年度
監事 1 0 0, 0 0 0 円／年度 を上限とする。
3. 第 1 項の場合、自宅から会場までの旅費を下記の表にもとづき支給する。

区 分	旅 費	宿 泊 料
評議員・理事・監事・評議員選任解任委員	3, 0 0 0 円	2 0, 0 0 0 円

※ 1 上記にかかわらず、旅費実費が 3, 0 0 0 円を超える場合は実費を支給する。

※ 2 宿泊料は宿泊を伴う場合にのみ支給する。

(改 正)

第 3 条 この規程の改正は、評議員会で議決するものとする。

附 則

この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 3 1 年 3 月 2 0 日から施行する。